

瀬戸市都市計画法施行細則をここに公布する。

平成24年6月19日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第29号

瀬戸市都市計画法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、省令において使用する用語の例による。

(建築の許可の申請書の添付図書)

第3条 省令第39条第2項第3号のその他参考となるべき事項を記載した図書は、次に掲げるものとする。

案内図（縮尺50,000分の1以上のもの）

平面図（縮尺200分の1以上のもの）

(事業地内における建築等の許可の申請)

第4条 法第65条第1項の許可を受けようとする者は、事業地内における建築等の許可申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

土地の形質の変更

ア 案内図

イ 土地の現況及び変更後の状況を表示する平面図（縮尺 1，0 0
0 分の 1 以上のもの）

ウ 土地の現況及び変更後の状況を表示する 2 面以上の断面図（縮
尺 1，0 0 0 分の 1 以上のもの）

エ 施行説明書

建築物の建築その他工作物の建設

ア 案内図

イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺
2 0 0 分の 1 以上のもの）

ウ 建築物又は工作物の平面図（縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）

エ 建築物又は工作物の断面図（縮尺 2 0 0 分の 1 以上のもの）

物件の設置又は堆積

ア 案内図

イ 設置等を行う敷地の部分を表示する図面（縮尺 5 0 0 分の 1 以
上のもの）

ウ 施行説明書

（標識の設置）

第 5 条 法第 5 3 条第 1 項又は法第 6 5 条第 1 項の許可を受けた者は、第
2 号様式による標識を工事の期間中当該施行地区の見やすい場所に設置
しておかなければならない。

（書類の提出部数）

第 6 条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する次に掲げる申
請に必要な書類の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

法第 5 3 条第 1 項の規定による建築の許可の申請

法第 6 5 条第 1 項の規定による事業地内における建築等の許可の申

請

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に都市計画法施行細則（昭和45年愛知県規則第107号）の規定に基づいて設置された標識は、この規則の規定に基づいて設置された標識とみなす。

事業地内における建築等の許可申請書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

申請者 住所
氏名 印
(名称及び代表者氏名)
電話番号

次のとおり、事業地内における建築等をしたいので、許可してください。

土地、建築物、工作物又は物件の位置	
行為の種別	土地の形質の変更 建築物の建築 工作物の建設 物件の設置 物件の堆積
建築物又は工作物の構造	
敷地面積、建築（建設）面積又は行為面積	

- 備考
- 1 印の箇所は、該当するものにレ印をすること。
 - 2 「建築物又は工作物の構造」の欄には、「行為の種別」が土地の形質の変更の場合においては変更の内容を、物件の設置又は堆積の場合においては物件の種類及び重量を記入すること。
 - 3 申請者の押印は、氏名を自署する場合にあっては省略することができる。

第2号様式(第5条関係)

横

都市計画法 第53条 第1項による許可済 第65条	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の 住所及び氏名 (名称及び代表者 氏名)	
工事施工者の住所 及び氏名 (名称及び代表者 氏名)	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

縦

備考 大きさは縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上とすること。